

第2回船橋市運動公園及び法典公園指定管理者選定委員会（令和2年3月5日開催）

議事録

芝原補佐	<p>それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。ただいまより、第2回船橋市運動公園及び法典公園指定管理者選定委員会を開催させていただきます。</p> <p>司会を務めさせていただきます公園緑地課課長補佐の芝原と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>委員会開催に先立ちまして、本市における新型コロナウイルス対応についてご説明させていただきます。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染防止対策として、本市では屋内で実施されるイベント、事業は原則中止、延期とさせていただいておりますが、本委員会につきましては、今後の事業スケジュールなどを鑑み、予防策を講じた上で実施することといたしました。</p> <p>具体的な予防策といたしまして、体調が悪い場合は参加の自粛、入り口での体調チェック、マスクの使用、消毒剤の使用、密閉空間が続かないようこまめな換気、会話をしながら実施するものについては飛沫感染のリスクがあるため、対面にならないようするなど、工夫をすることとされております。その関係で、入り口での体調チェックや、座席の間隔を開け、極力対面にならないような配置とさせていただきました。</p> <p>なお、会議中もマスクの着用や、換気のため窓を開けるなどの対応を取らせていただきたいと考えております。説明が聞き取りづらい、若干室温が下がるなどご不便をおかけいたしますが、ご了承をお願いいたします。委員会中に体調の変化などございましたら、すぐに事務局までお申し出ください。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、委員会の説明に入らせていただきます。まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。お手元にあります紙ファイルにとじております資料といたしまして、「次第」。議題1「募集要項について 配付資料一覧」。「船橋市運動公園及び法典公園指定管理者募集要項」。インデックス資料1から資料10と応募様式。</p> <p>また、別途配付しております資料といたしまして、資料3、追加資料「利用状況・使用人数・稼働率」。参考資料、A4横の「船橋市運動公園及び法典公園と同規模の公園」。A4縦の「関連条文の抜粋」。</p> <p>次が議題2の「指定管理者候補者選定方法及び評価基準の決定について 資料一覧」。右上に議題2、資料1と書かれております「募集要項案」の「指定管理者候補者の審査・選定等」。議題2、資料2、応募書類4「船橋市運動公園及び法典公園事業計画書」。A3両面「船橋市運動公園及び法典公園指定管理者評価基準（書面審査）（案）」。A4で「船橋市運動公園及び法典公園指定</p>
------	---

	<p>管理者評価基準（面接審査）（案）」になります。</p> <p>また、本日の議題ではございませんが、2月20日に開催させていただきました「第1回委員会の会議録（案）」をお配りさせていただいております。</p> <p>以上となりますが、過不足等はありませんでしょうか。</p> <p>では、本日の委員会におきましては、委員7名中7名の委員にご出席いただいておりますことから、船橋市運動公園及び法典公園指定管理者選定委員会設置要綱第5条第2項に規定されております開催の要件を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>また、会議の公開・傍聴についてご説明させていただきます。</p> <p>本会議につきましては、議題1「募集要項について」は、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開。議題2「指定管理者候補者選定方法及び評価基準の決定について」は、船橋市情報公開条例第7条第5号の定めにより該当する不開示情報があるため、非公開といたします。なお、非公開の審議の前に傍聴人にはご退室をお願いすることとなります。</p> <p>傍聴につきましては、傍聴者定員を5名として、市のホームページに掲載させていただきました。なお、本委員会の傍聴希望者が3名いることをご報告いたします。</p> <p>事務局からは以上となります。</p> <p>それでは、船橋市運動公園及び法典公園指定管理者選定委員会設置要綱第4条第3項の規定に基づき、議事の進行は委員長をお願いいたします。</p>
金子委員長	<p>皆さん、改めておはようございます。</p> <p>それでは、本日の委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。11時半頃までを目途に委員会を開催できればと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>始まります前に、今ご報告がありましたように、傍聴者がおられるということでございますので、傍聴者の方々に入場させていただきたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">（傍聴者入室）</p>
金子委員長	<p>それでは始めたいと思っておりますが、始まります前に、傍聴の方々にお願い申し上げます。</p> <p>傍聴者の方は、受付の際にお渡ししました「船橋市運動公園及び法典公園指定管理者選定委員会傍聴要綱」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。</p> <p>なお、議題2については、船橋市情報公開条例第7条第5号の定める事項について審議をするため非公開となりますので、傍聴者の方は委員長の指示に従いまして退出をお願いしたいと思います。その際には資料一式につきま</p>

北野	<p>しては、その場に置いて退出されますようお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、お手元の次第に沿いまして、議事を進めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>まず初めに、議題1「募集要項について」です。本委員会では次の議題2にある指定管理候補者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定することを所掌事務としておりますが、募集要項など事業者募集に当たって各種資料は事業者選定に密接に関わるものであります。この後、事務局より資料について説明をいただきますが、委員の皆様には様々な視点からご意見を頂き、事務局におきましては、募集時にできる限り反映していただければと思ひます。</p> <p>それでは、議題1に関しまして、事務局よりご説明をお願いいたします。</p> <p>事務局でございます。議題1「募集要項について」を説明させていただきます。着座にて失礼いたします。</p> <p>今回お配りしました資料につきましては、本日時点での案を配付させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、紙ファイルにとじております資料についてご説明いたします。</p> <p>「議題1 募集要項について 配付資料一覧」をご覧ください。今回の募集に当たりましては、こちらに掲げている表に書いております資料一式を公表する予定でございます。まず、募集に当たっての総則的な内容を取りまとめた「募集要項」、そして、関連する資料として、こちらに記載があります資料1から資料10、応募に係る書類といたしまして、応募書類の1から10がござひます。こちらの資料はまとめて一体のものでござひますので、少し時間がかかりますが、主要な点についてまとめてご説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、次のページから始まります「指定管理者募集要項」についてご説明いたします。</p> <p>まず、6ページをご覧ください。こちらの上段では、本施設の役割及び管理の基本方針について記載しております。運動公園、法典公園は、大規模な都市公園として市民の憩いの場として多くの方に利用されるとともに、スポーツ健康都市宣言を行っている本市の中心的な施設として多くの方に利用されている施設ともなっております。</p> <p>この特性を踏まえまして、中段(2)の①から⑥に掲げてござひます管理の基本方針を前提に、事業者管理運営を求めるものでござひます。事業計画の提案に当たりまして、これら項目が大前提になってまいります。</p> <p>続きまして、7ページをご覧ください。こちらには、指定管理者が行う業務を記載しております。業務の詳細につきましては、後ほど説明いたします資料5「業務仕様書」により記載しておりますが、おおむね都市公園条例第2条に掲げている業務のほか、指定管理者自らの企画による自主事業を提案</p>
----	---

いただき実施することとしております。こちらにも記載がありますとおり、自主事業は利用者サービスの向上を図る観点から実施するものであり、本市といたしましても、非常に提案を期待しているものでございますが、その内容につきましては、この施設の設置目的に沿ったものである必要がございます。

同じく7ページの下段をご覧ください。7ページから8ページにかけて、両公園の供用時間、開園日について記載をしております。こちら条例上の時間及び現在の運用上の時間を記載しておりますが、8ページの下段に記載のとおり、必要があると認められる場合は、こちらの時間の延長あるいは休園日の変更等が可能となっております。

続きまして、9ページをご覧ください。まず、上段にございます指定期間でございますが、令和3年1月1日から令和8年3月31日までを予定しております。本市における指定管理導入施設における指定管理期間は、標準期間として5年でございますが、今回もその例に沿って期間を設定したものでございます。ただし、周期を年度末に合わせる関係で、5年に3か月が加わった期間を設定しております。

同じく9ページの中段につきましては、管理運営に係る経費について記載をしております。(1)の利用料でございますが、こちら運動公園、法典公園の各種施設につきましては、令和2年の7月より料金改定を予定しており、令和3年1月より管理をしていただく指定管理者におきましても、改定後の料金の範囲で料金設定をするよう記載しております。

なお、こちらの表現の中に「使用料の額の範囲で」という記載がございます。これは、この額を上限として指定管理者が定めることができるという内容でございますが、サービス向上や利用者増加を目的として市が設定した額を下回る料金については設定をすることが可能という意味合いでございます。

また、(2)の指定管理料でございますが、本市から指定管理者に支払う管理料の参考金額を記載しまして、その範囲内でご提案をいただくものでございます。なお、指定管理料につきましては現在積算中でございますが、基本的な考え方としましては、まず、本施設に係る施設使用料の収入を積算いたしまして、人件費、光熱水費、管理運営費などの支出の額を積算し、収入見込額から支出見込額を差し引いた額を上限額として指定管理料の参考金額を定めるという考えで積算のほうを行っております。

続きまして、11ページをご覧ください。中段、業務評価について記載をしております。指定管理の導入後に、実際に仕様書や業務計画書、評定書などに従い、業務が確実に行われているか、安定的な施設運営が行える状況にあるかなどを把握するため、こちらに記載のとおり様々な方法で業務実績の評価を行う旨を記載しております。

続きまして、12ページをご覧ください。その他管理運営に当たっての留

意事項を何点か記載しております。いくつか紹介させていただきます。

次ページ、13ページの(5)でございます。職員研修の実施についてですが、今回の両公園につきましては、多種多様な施設の管理を行うこととなりますので、業務上必要な各種研修、こちらを必要に応じて実施するよう記載をしております。

続きまして、(8)利用者調整会議の開催と優先予約について。現在、両公園におきましては、この四角に囲まれた事業の内容で施設を利用したい場合に、利用したい年度の前年度の1月から2月頃に調整会議というものを開きまして、次年度いつどのような事業を行うかというのを、優先的に予約するシステムを取らせていただいております。指定管理者制度の導入後におきましても、同様にこの調整を行っていただくよう記載をしているものでございます。

続きまして、14ページの(12)大規模災害時の対応についてです。昨今、台風ですとか地震ですとか、様々な大規模災害の発生が懸念されているところでございます。両施設につきましては、船橋市の地域防災計画、様々な大規模災害時における位置づけがされている施設でございます。その対応について、役割や費用の分担について、別途協定により取決めをいたしますが、募集要項の段階で一定程度の考えを示させていただいたものでございます。

続きまして、同ページ(15)市内事業者の活用についてでございます。今回の指定管理業務の範囲は多岐にわたるため、一部業務については指定管理者から他の事業者へ委託することが可能でございますが、その際には市内事業者を選定するよう記載をしております。

続きまして、15ページをご覧ください。こちらでは指定管理者募集に関する事項ということで、募集に関するスケジュールや手続について記載をさせていただいております。この日にちにつきましては最終調整中でございます。現在黒丸となっておりますが、募集時には日付が入りまして、募集をさせていただくこととなります。

続きまして、17ページをご覧ください。申請資格について記載をしております。細かい条件につきましては、こちら(3)の①～⑫に掲げるものでございますが、今回の案件につきましては、面積の広い公園の管理かつ多様な運動施設の管理・運営を行うものであることから、単独企業での応募のほか、2者以上のグループ、共同企業体による応募も可能としているところでございます。

最後、21ページをご覧ください。こちら指定管理候補者の審査・選定の方法につきましては、募集要項に記載をするものでございます。本資料におきましては、こちらは空欄となっております。これは選定方法や評価基準に関わる内容になってまいりますので、後ほどの議題2のほうで詳細につきましては説明をさせていただきます。

まず1点目の募集要項の内容についての説明は以上でございます。

続きまして、各種資料等の説明について、引き続き簡単にさせていただきます。

まず、インデックスを貼っております資料1の「施設の概要」でございますが、こちらは両公園の規模や供用時間、公園内の各施設の概要を写真を入れながらご説明をさせていただいている資料でございます。

続きまして、資料2「施設・主要建築物平面図」でございますが、公園全体の平面図並びに主要な建物、例えば運動公園の体育館ですとか法典公園の管理棟、そういったものについて建物の平面図を記載したものでございます。

続きまして、資料3の「利用状況」でございます。こちらにございます支出や収入の実績につきましては、記載のとおりでございますが、本日、別途配付いたしております追加資料に利用人数や稼働率について記載をしておりますので、こちらについて簡単にご説明をさせていただきます。

追加資料をご覧ください。まず、表紙をめくりまして1枚目では、運動公園における各施設の過去3か年分の使用件数や人数、稼働率を月別で掲載しております。大まかな傾向を申し上げますと、庭球場（テニスコート）や体育館などの運動施設はかなり稼働率が高くなっておりますが、体育館内にごございます会議室や、公園の北東部にごございます自由運動広場につきましては、あまり稼働率が高くない状況でございます。

また、陸上競技場や弓道場の稼働率の欄を見ていただきますと、数字としてはあまり高くなっておりませんが、こちらの施設につきましては、予約による使用がないときには個人使用が可能となっている施設でございます。表に個人利用の人数も掲載しておりますが、数多くの方に利用されておる状況でございます。

次に、2枚目では、法典公園につきまして同様のデータを記載しております。こちら也大まかな傾向を申し上げますと、屋外の運動施設、庭球場、球技場、多目的広場は稼働率が高くなっております。一方、管理棟内にごございます集会室などの貸部屋につきましては、軒並み稼働率があまり高くない状況になっております。

それでは、紙ファイルの資料に戻りまして、引き続き説明をさせていただきます。

資料4の「使用料等一覧表」でございます。こちらは現在の各施設の料金及び先ほどご説明いたしました改定後の料金について記載をしているものでございます。表の中で、各施設の現行料金、利用単位ごとの値段と改定後の料金ということで令和2年7月から、施設によりましては、令和3年4月、令和4年4月にも改定を行う施設がございますので、その料金を記載しております。

また、最終ページには、令和3年1月より実施を予定しております駐車場の有料化に関連しまして、その料金をこちらに記載しております。なお、募

集要項の説明の際にも申し上げましたが、この金額は上限額となりますので、実際には指定管理者においてこの金額を下回る料金を設定することは可能でございます。

次に、資料5「業務仕様書」の説明をさせていただきます。こちらには指定管理者に行わせる業務の内容を記載しております。主な内容についてご説明させていただきます。

それでは、まず2ページ目をご覧ください。施設運営に関する業務のうち、下段に「職員の雇用に関すること」というのを記載しております。職員配置につきまして、この両公園を総括する責任者を1人配置するとともに、公園ごとに常勤の園長を1人ずつ配置するという事で記載をさせていただいております。

その他具体的な人員配置については示しておりませんが、3ページにかけて記載がありますとおり、人件費抑制のみを追求するだけでなく、適正な配置、待遇の確保に努めることを明記しております。

続きまして、同じく3ページをご覧ください。2番、「有料公園施設等の利用の許可に関する事」といたしまして、(1)では、本市で運用しております施設の予約管理システムにより予約をしていただいた利用者への手続。

(2)におきましては、利用に当たって領収書の類いを発行するもの。具体的には券売機などを利用して施設を利用する場合について、記載をさせていただいております。

続きまして、3ページから6ページをご覧ください。こちらには維持管理に関する業務を記載させていただいております。公園や各種運動施設が良好な環境で利用できるように、各種保守・維持管理業務を行うよう記載をさせていただきます。こちらは具体的な内容や水準につきましては、資料6のほうで既存の保守点検や管理業務の仕様を添付しており、そちらを参考にして実施するよう定めております。

同じく6ページでございます。9番、「運動公園トレーニング室内機器の更新」という事で記載をしております。こちらにつきましては、現在、トレーニング機器が導入から年数が経過しており、更新の時期を迎えていることから、指定管理者において更新を図りたいということで、特記すべき業務として記載をさせていただいております。

続きまして、6ページから8ページにかけましては、「サービスの提供・運営に関する業務」という事で、こちらは1から9に掲げる内容を記載しております。現在、市が行っている用具の貸出しや利用者カードの交付、広報業務などを行うことを記載させていただいております。

続きまして、8ページから9ページにかけまして記載させていただいておりますが、管理運営体制ということで、職員の体制、文書の保管、個人情報の取扱い、利用者の要望対応等をしっかり行うということで記載をさせていただいております。

続きまして、11ページから12ページにかけては、「業務報告」という事項で、事業計画書、事業報告書、月ごとの実績報告書、利用者アンケートの実施及び結果の報告等について行うよう記載をしております。

最後に、12ページから13ページにかけては、「引き継ぎ業務」ということで、指定管理者が指定されるのが現在の予定ですと令和2年9月頃を想定しておりますので、令和2年10月から12月までの間を引継ぎ期間と定めまして、各種引継ぎ業務を行うということで記載をさせていただいております。

資料5につきましては以上でございます。

引き続きまして、資料6「既存保守点検・清掃管理等委託仕様書一式」でございますが、こちらは先ほどご説明いたしましたとおり、仕様書で定める内容を補足するために、現在市が発注している各種業務の仕様書を添付するものでございます。なお、本日におきましては、こちらはページ数がかなり多くなる関係上、項目と目次のみ配付させていただいております。

続きまして、資料7「駐車場管理運営に関する特記仕様書」でございます。先にご説明したとおり、令和3年1月より駐車場が有料化されることに伴いまして、料金徴収や維持管理の業務が発生することから、その内容について定めたものでございます。

まず、1ページの下段から2ページにかけてをご覧ください。先ほど資料の4でもご案内させていただきましたが、駐車場の料金について記載をさせていただいております。繰り返しになりますが、こちらの金額は市で定める上限額でございますので、この範囲内で指定管理者が料金を設定することになります。

同じく2ページ、管理運営業務ということで記載させていただいております。(1)では料金の徴収方法について定めております。両公園の駐車場につきましては数百台規模で駐車が可能であることから、こちらの建物すぐ横にございます市役所の駐車場のよう、機器を置いて料金を徴収することが想定されますが、その内容について指定管理者による提案を求めまして、自ら機器を設置するよう定めているものでございます。一部記載が完全にされていない部分がございますが、こちらにつきましては、募集時には記載をして募集をさせていただく予定でございます。

同じく2ページの下段につきまして、一番下でございますが、「混雑時における誘導員の配置」について記載をしております。(3)の米印の部分でございます。なお、運動公園のプール開催時には相当な混雑が予想されることから、誘導員の配置につきましては必須という形で記載をしております。その他、通常管理業務等について、こちらで定めさせていただいております。

資料7につきましては以上でございます。

次に、資料8の「物品一覧表」でございますが、こちらは、現在市が公園において所有している備品を一覧にしたものでございまして、ここに掲げら

れたものを基本的には指定管理者に貸与することになります。

続きまして、資料9の「報告書一式」でございますが、こちらは指定管理業務開始後における各種報告時の様式を示したものでございます。

続きまして、資料10「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」でございますが、こちらは市の職員が障害者差別の解消の推進に積極的に取り組むため、市で要領を定めたものでございます。この要領の内容に準じまして、指定管理業務に従事する者においても同様の対応を取るよう示させていただいているものでございます。

そして、応募書類一式でございますが、こちらは応募に当たっての質問書、申請書等の各種様式を定めたものでございます。こちら一式のうち、応募書類4「業務計画書」につきましては、選定方法や評価基準に係る内容が含まれておりますので、議題2のほうで説明をさせていただきます。

以上で、募集要項及び関連資料の説明を終了いたしますが、最後に、別途配付しております参考資料、「船橋市運動公園及び法典公園と同規模の公園」というA4横のカラーで印刷した資料をご覧いただければと思います。

こちらにつきましては、今回、都市公園の指定管理者制度の導入の案件でございますので、本市における運動公園や法典公園と同規模の都市公園の情報について、参考としてお配りしたものでございます。両公園とも比較的規模の大きい公園でございますので、同規模の公園となりますと、一覧にご覧いただけますとおり市内では数か所の公園となっております。このうち、米印のついている施設、アンデルセン公園、ふなばし三番瀬海浜公園、それから県立公園の県立行田公園、こちらについては、現在、指定管理者制度を導入している施設になっております。

長くなりましたが、以上で議題1の説明を終了いたします。

金子委員長

ありがとうございました。募集要項並びに添付の資料についてご説明いただきました。

なお、募集要項の中で選定の審査・評価に係る部分につきましては、この後の議題2でご審議いただき、それで確定したものが掲載されるということになりますので、それを除いた部分ということになるかと思っております。

ただいまご説明いただきましたことにつきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

野崎委員

17ページの申請資格ですけれども、3番に「法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと」ということがありますが、これは国税ということで、あとは「千葉県内の税金等を滞納していないこと」「船橋市の税金等を滞納していないこと」とあるのですが、最近、税金はきちんと納税するけれども、社会保険料だったり住民税の特別徴収などを納税していない事業者さんが見受けられることがあるので、そういったことも明記されたほうがいい

	<p>のではないかなと思います。</p>
金子委員長	<p>ただいまのご意見について、事務局から何か。</p>
山本	<p>検討させていただきます。</p>
金子委員長	<p>訂正する場合には、前もって野崎委員に確認していただいたほうがよろしいかと思しますので、一応それも含めてご検討ください。</p> <p>ほかに何かございますでしょうか。</p>
野崎委員	<p>もう一つ確認です。10ページにあります「修繕について」というところなのですが、30万円という金額がやたら目につくというか、その30万円という線引きをしている理由を教えてくださいと思います。</p> <p>また、(4)の物品については、「3万円以上の物品でおおむね3年以上の使用に耐えるもの」という文言がありますけれども、30万円以上のものに関しては、その耐用年数という規定がないのは整合性がとれないというか、1年で使い切るもので30万円以上のものでもいいのかとか、そこら辺がよく分からないなと思いました。</p>
金子委員長	<p>ただいまの点、事務局いかがでしょうか。</p>
竹田都市整備部長	<p>通常30万円以下というのは、市の修繕の中で、小規模な修繕として捉えております。それ以上になりますと、3者とかの見積りをするることによって入札をするので、通常、施設を管理する上で小規模修繕として捉えているのが30万円ということになります。</p> <p>例えば、便器の詰まりとかは、施設を管理する上で、緊急対応する場合等を、上限が30万円未満として市が運用しているのを準用していますというのが30万円の根拠でございます。</p> <p>また、3万円に関しましては、これはいろいろと減価償却等あるかとは思いますが、そういったものを買うときでも、ある程度物品として備品管理をするというのが市の中では行われております。その額を3万円として設定をさせていただいています。</p>
野崎委員	<p>3万円のものを買ったなら、それは備品の資産として一覧に載せるということになるのですか。</p>
竹田都市整備部長	<p>はい。</p>

野崎委員	ありがとうございます。
金子委員長	よろしいですか。 ほかにいかがでしょうか。
後藤(宏)委員	1点だけ。スポーツ施設の器具の件について、公認の器具を使わなければいけないものが結構あると思います。それと検定等についても、指定管理者の方で購入をする条件は付けていてもらえるのかどうか。
竹中生涯スポーツ課長	生涯スポーツ課でございます。今、委員ご指摘いただいたのは、2種公認に係る運動公園の部分を含めてのご質問だと考えております。2種公認につきましては、我々のほうで、今10ページに書かれております物品、この中で3万円という切り口が先ほどありました。この3万円の中であれば、当然指定管理者様のほうでご購入いただいて、所有権は指定管理者様のものとなる。3万円を超えるもので2種公認に必要なものについては、別途私ども自治体のほうでご協議させていただいて、購入に向けて努力するという形になるかと思っております。
金子委員長	ほかにいかがでしょうか。 私から1点確認ですけれども、15ページに指定管理業務に関連、その他の業務も含まれるということが書いてありまして、3番、4番に運動公園とか法典以外の運動施設の受付業務が入っているのですけれども、これらの施設概要とか、供用時間等の資料は提供されるのでしょうか。
北野	こちらにつきましては、15ページに記載のとおり、別途本市と協議を行うものということで、現在のところは詳細な仕様等については記載をしておりますが、実際のところ、かなり大幅な増につながる業務ではないと考えておりますので、その内容について、指定管理者になった事業者と方法について指定管理業務とは別途協議をさせていただくということで書かせていただいております。
金子委員長	ほかはいかがでしょうか。 今の部分はかなり基本的な部分なので、あまり議論する部分はないかとは思いますが、大体よろしいでしょうか。 それでは、募集要項につきましては、先ほど野崎委員から、応募資格に関連して、社会保険料等に関連するような滞納状況についても少し意識した記述をしたほうがいいのではないかとのご意見がございましたので、その部分については少しご検討いただきまして、反映していただけたらと思っております。場合によっては、野崎委員に記載方法のご意見を一度伺ってもよろしい

金子委員長	<p>かと思しますので、そういった形で進めていただけたらと思います。</p> <p>では、議題1については大体よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議題1の審議については、以上をもちまして終了としたいと思います。冒頭に申し上げましたように、議題2は、非公開となりますので、ここで一度休憩を入れさせていただきたいと思ひます。</p> <p>この後の議題2は、船橋市情報公開条例第7条第5号に定める事項について審議をするため非公開となります。傍聴者の方々は資料を置いて退室をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、若干休憩を入れたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">(傍聴者退席) (休憩)</p> <p>それでは再開いたします。</p> <p style="text-align: center;">(議題2は非公開)</p>
金子委員長	<p>以上で予定しました審議は終了いたしました。ご協力のほどありがとうございます。最後に事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
芝原課長補佐	<p>本日はご出席ありがとうございました。次回の委員会は6月中旬を予定しております。正式な案内等につきましては後日送付させていただきます。</p> <p>また、2月20日に開催いたしました第1回委員会の会議録の案をお手元に配らせていただいておりますので、内容をご確認の上、修正の有無などにつきまして事務局までご連絡いただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、本日お配りした資料でございますが、一般公表前の資料になりますので、取り扱いには十分ご留意いただきたくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
金子委員長	<p>それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。</p>